

「警戒レベル」を用いた避難勧告等の発令について

平成30年7月豪雨の教訓を踏まえ、内閣府は平成31年3月「避難勧告等に関するガイドライン」を改訂しました。

ガイドラインでは、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動がとれるよう、町が出す避難情報と、国、都道府県が出す防災気象情報を5段階の「警戒レベル」に整理しました。

町は、避難勧告などの避難情報を発令する場合、警戒レベルと併せてお伝えします。

災害への危険度に応じた行動をとりましょう。

〈避難情報等〉

警戒レベル

避難行動等

避難情報等

警戒レベル5

既に災害が発生している状況です。
命を守るための最善の行動をとりま
しょう。

災害発生情報
注1
【市町村が発令】

警戒レベル4

全員避難

速やかに避難先へ避難しましょう。
公的な避難場所までの移動が危険と
思われる場合は、近くの安全な場所
や、自宅内のより安全な場所に避難
しましょう。

避難勧告 注2
避難指示（緊急）
【市町村が発令】

警戒レベル3

高齢者等は避難

避難に時間を要する人（ご高齢の方、
障害のある方、乳幼児等）とその支
援者は避難をしましょう。その他の
人は、避難の準備を整えましょう。

避難準備・
高齢者等避難開始
【市町村が発令】

警戒レベル2

避難に備え、ハザードマップ等によ
り、自らの**避難行動を確認**しまし
ょう。

洪水注意報
大雨注意報等
【気象庁が発表】

警戒レベル1

災害への心構えを高めましょう。

早期注意情報
【気象庁が発表】

〈防災気象情報〉

【警戒レベル相当情報（例）】

警戒レベル5相当情報

氾濫発生情報
大雨特別警報 等

警戒レベル4相当情報

氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 等

警戒レベル3相当情報

氾濫警戒情報
洪水警報 等

これらは、住民が自主的
に避難行動をとるために
参考とする情報です。

（国土交通省・気象庁・都道府県が発表）

注1 災害が発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令

注2 地域の状況に応じて緊急を促す場合等に発令

※警戒レベルは、必ずしもレベル1から順番に発令されるとは限りません。

※身の回りで危険を感じた場合には、避難情報を待たずに、自主的な避難を開始してください。

■詳しく知りたい方は――

内閣府 防災情報のページ

内閣府 避難勧告

検索

http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h30_hinankankoku_guideline/index.html

“つるりん” ほっとメールへの登録をお願いします

“つるりん” ほっとメールは、携帯電話やパソコンのメールアドレス向けに、災害情報、町のイベン
ト情報、町からのお知らせなど、さまざまな情報をお届けするサービスです。メールの受け取りには
事前登録が必要となりますので、お早いご登録をお願いいたします。

【お問い合わせ先】 総務課 人事行政班（内線 271）



△QRコード